

この現場で働く皆様へ

この工事・業務には、
豊川市公契約条例に基づく豊川市独自の

【労働報酬下限額】（賃金下限額）

が定められています。

“あなたの賃金を確認してください。”

賃金が裏面の【労働報酬下限額】より低くないか確認してください。

もし、あなたの賃金が【労働報酬下限額】を下回って
いたら申し出てください。（*申し出をしたことを理由
に不利益な取り扱いを受けることはありません。）

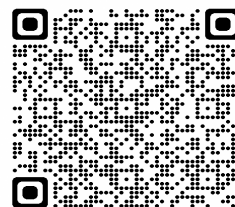
※ 申し出をした労働者に対して、事業者が解雇・契約の解除等の不利益な
取り扱いをすることは条例で禁止しています。

申出先

豊川市総務部契約検査課

〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地
(TEL) 0533-89-2178
(FAX) 0533-89-2163

◆◆豊川市公契約条例の詳細は、
豊川市ホームページをご確認ください。◆◆



『令和6年度労働報酬下限額』

(令和6年4月1日現在)

1 工事請負契約

労働報酬下限額(抜粋)

単位:円

職種	時間給 (1時間)	日額 (8時間)	職種	時間給 (1時間)	日額 (8時間)
特殊作業員	2,770	22,160	大工	3,170	25,360
普通作業員	2,350	18,800	左官	2,760	22,080
軽作業員	1,810	14,480	配管工	2,460	19,680
法面工	3,220	25,760	はつり工	2,820	22,560
とび工	3,020	24,160	防水工	2,930	23,440
ブロック工	3,070	24,560	板金工	2,970	23,760
電工	2,390	19,120	タイル工	2,530	20,240
鉄筋工	2,880	23,040	サッシ工	3,110	24,880
鉄骨工	2,850	22,800	内装工	3,290	26,320
塗装工	2,970	23,760	ガラス工	2,910	23,280
溶接工	3,240	25,920	ダクト工	2,560	20,480
運転手(特殊)	2,790	22,320	保温工	2,810	22,480
土木一般世話役	2,930	23,440	交通誘導警備員A	1,970	15,760
型わく工	3,050	24,400	交通誘導警備員B	1,620	12,960

※ ただし、年金等の受給のために労働の対価を調整している者や労働者の合意のもと、見習い、手元等と使用者が判断する者については、1,038円とする。

2 業務委託契約・指定管理協定

労働報酬下限額

1,038円(1時間当たり)